

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労働関係法 | 職場と労働法 (8) 労働時間の原則と多様な使い方を考える③

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

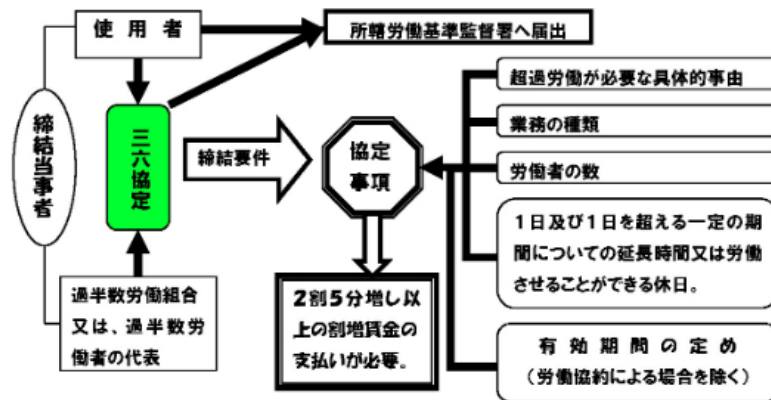
外交・防衛問題

資本論

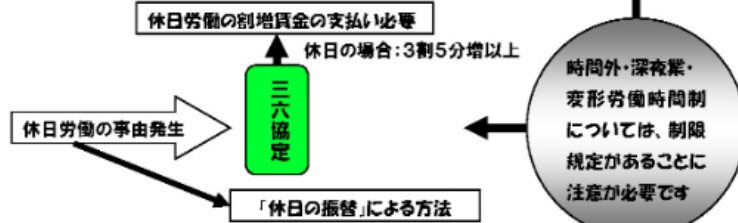
職場と労働法 (8) 労働時間の原則と多様な使い方を考える③

(クリックするとPDFファイルが開きます)

時間外労働「労使協定の内容チャート」(賃金とリンク)



※休日労働の場合



5. 働く時間は昼間ばかりとは限らない → 深夜業労働もあります。

「深夜労働を行う場合も、割増賃金（2割5分増以上）の支払いが必要となります。」

労働時間は、適正に運用すれば多大な成果・貢献を社会にもたらすが、適正運用のバランスが崩れるとを起す。

したがって、労働時間は一日、二日の二重チェックを、時間外労働にも一週間・月間・年間というなかで限を設けています。

また、法定労働時間を超えて労働場合は三六協定を行い、二十五%以上の割増率を課しています。このように、長時間労働を牽制しています。

労働時間は賃金とリンクしており、目先に捉われると、収入増の欲求による、一方労働時間により生産性を上げない危険な労働となる危険性を示しています。

最近の賃金不払労働の実態を捉え、労働者不在のけじめなき長時間の危険が増大しています。

労働時間の意味や労働者にとって労働時間適正化について、もっと意識を持つことが必要でしょう。

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.